特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
44	令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務　基礎項目評価書【令和8年7月31日　終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和8年10月1日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務
②事務の概要	札幌市では、令和7年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」において、物価高騰の影響を受けた生活者等を支援するために重点支援地方交付金が拡充された令和7年度補正予算が成立したことを踏まえ、当該交付金を活用し令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務を行っている。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表135の項により個人番号を利用することができるのは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」とされている。 また、令和8年1月9日付けデジタル庁告示第1号により、上記交付金を活用し、経済対策の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等のため、当該生活者としての個人又は世帯に対して行う給付は特定公的給付として包括的に指定されている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ＜令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金（以下「臨時給付金」という。）の支給に関する事務＞ ①臨時給付金の支給要件を確認するため、他自治体が保有する令和7年度住民税情報を確認する。 ②臨時給付金対象者について、公金受取口座の登録有無を確認する。 ③公金受取口座の登録有無及び臨時給付金対象者からの申出に応じて、書類（支給のお知らせ・確認書・申請書）を送付する。 ④返送された確認書又は申請書に基づき、支給要件を確認する（なお、支給のお知らせ対象者は書類の返送を要しない）。 ⑤臨時給付金の支給を行う。
③システムの名称	1. 中間サーバー・プラットフォーム 2. システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、税宛名） 3. 臨時給付金システム

2. 特定個人情報ファイル名
令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務（令和8年1月9日デジタル庁・総務省告示第1号）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表160の項及び第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報（令和8年1月9日デジタル庁・総務省告示第2号）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局総務部調整担当課
②所属長の役職名	調整担当課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局総務部調整担当課
9. 規則第9条第2項の適用	**[○]適用した**
適用した理由	国の通知に基づき、限られた時間で早急に給付金事務を進める必要があったところ、しきい値判断項目である対象人数が30万人を超過することが令和8年2月中旬に判明したことから、給付金事務スケジュール等を考慮した結果、やむを得ず特定個人情報ファイルを保有せざるを得なかったため。

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムによる照会時に登録するファイルの作成において、特定個人情報そのものを出力させず、職員が特定個人情報を扱うことがないような事務運用としていることから、人手を介在させる作業に人為的ミスが発生しないようリスク対策が講じられている。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月1日	表紙 評価書名	令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務　基礎項目評価書	令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務　基礎項目評価書【令和8年7月31日　終了】	事後	事務終了に伴う更新